川崎市公告第765号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7年 4月 2日

川 崎 市 長 福田 紀彦

(案件1)

(米円1)	
競争入札に	件名 県道稲城読売ランド前停車場線舗装道補修(切削)工事
付する事項	履行場所 川崎市麻生区高石3丁目35番地先
	履行期間 契約の日から120日間
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8)舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 4月 16日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	<u>免</u>
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。
その他	(1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取
	扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」とい
	う。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。
	(2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、
	「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平
	均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低

ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。

(3)上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、 再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格としま す。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧 ください。

詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)	
競争入札に 付する事項	件 名 南加瀬中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市幸区南加瀬3丁目10番1号
11) 0 4 8	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「B」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
参加資格	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合)
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。 ************************************
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった担合は監理は従来な悪しません
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未 満となった場合は専任を要しません。
	個となった場合は専任を奏しません。
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	場に監理技術有補佐を等任で配置することを奏じます。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	同世紀四月以門ならにより工事が物ツ仏仏ツ唯心寺がもる物句には、萌見下並が1掲门

未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし

ます。

	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 21日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)	
競争入札に 付する事項	件名
	履行場所 川崎市多摩区枡形1丁目22番1号
	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7·8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8.000万円)な下回り、「下誌初約に関する折約書」な提出した担合は、「船舗
参加資格	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建 設業の許可でも可とします。
沙川貝俗	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒 210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 19日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)	
競争入札に付する事項	件名 御幸中学校体育館改修電気設備工事
	履行場所 川崎市幸区戸手4丁目2番1号
	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
沙州其竹	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒 210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 19日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)	
競争入札に 付する事項	件 名 宮内中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区宮内4丁目13番1号
11 / 0 7 7	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「B」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (2) オヴァ東ボスダスは中海型ボのボフィダルマンステス
	(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8.000万円)な工屋は、「工誌初約に関する転約書」な提出した担合は、「別書
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建 設業の許可でも可とします。
参加資格	成業の計判でも明さします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	│ │ 合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	 術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
却处夕西土	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 21日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)	
競争入札に 付する事項	件 名 日吉小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市幸区北加瀬1丁目37番1号
117017	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録され
	ていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
→ TH ½→ TH	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません (型に字める場合は、この関りではなりません)
	ばなりません (別に定める場合は、この限りではありません。)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5 , 0 0 0 万円 (建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	一
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

	(11) 外壁複合改修工法 (ピンネット工法) の施工に必要な技術を有することを証明するピン
	ネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 19日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

契約条項を

(案件7)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	件 名 苅宿小学校外壁塗装改修その他工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市中原区苅宿25番1号
	履行期間 契約の日から令和8年2月27日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録され
	ていること。 (6)「宮公宝についての山小企業者の受けの確保に関する法律」第9条第1項第1号による
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
	中小企業者であること。 (7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(8) 望級工事業に係る特定建設業の計刊を支げていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
ļ , ļ	設業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9)監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に関係する。
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については 2 億円未満) の工事については 2 現場までの兼務を可とし
	ます。
初始久而よ、	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 19日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 プラザ橘昇降機設備改修工事
	履行場所 川崎市高津区久末2012番地1
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
∕ >. +n ½> +b	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登
参加資格	録されていること。
	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(6)機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(7)主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
	また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更す
	ることができます。
	(8)次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成22年4月1日以降に有すること。
	川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績。
	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 14日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金 契約書作成	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(米円3)	件 名 新作小学校校庭散水設備改修工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履行期間 契約の日から令和7年11月14日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生
	設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9)主任技術者(業種「管」)を配置できること。
	(10)「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であ
	ること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等 入札保証金	令和 7年 5月 14日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係) 免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)	
競争入札に 付する事項	件 名 玉川中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区中丸子562番地
	履行期間 契約の日から令和8年2月27日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「B」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8.000万円)な工屋は、「工誌初約に関する転約書」な提出した担合は、「四番
参加資格	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建 設業の許可でも可とします。
沙川貝 俗	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	Strong 1

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 5月 21日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 南河原小学校校庭散水設備改修工事
	履行場所 川崎市幸区都町18番地
	履行期間 契約の日から令和7年11月14日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生
	設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
	(10)「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であ
	ること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等 入札保証金	令和 7年 5月 14日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
契約書作成	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。